

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200640号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200150号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月22日の標準賞与額を4万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月22日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間の標準賞与額の記録が漏れていることに気付いた。預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳並びにA社の複数の同僚に係る給与台帳、預金通帳及び預金取引明細表(以下「同僚の給与台帳等」という。)から判断すると、請求者は請求期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、預金通帳及び同僚の給与台帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは

れも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200641号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200151号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年7月26日の標準賞与額を2万7,000円、同年12月21日の標準賞与額を32万4,000円に訂正することが必要である。

平成24年7月26日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年7月26日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年7月26日の標準賞与額を3万円、同年12月21日の標準賞与額を37万円に訂正することが必要である。

平成24年7月26日及び同年12月21日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年7月
② 平成24年12月

年金事務所からのお知らせにより、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が漏れていることに気付いた。給与台帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された給与台帳並びにA社の複数の同僚に係る給与台帳、預金通帳及び預金取引明細表(以下「同僚の給与台帳等」という。)から判断すると、請求者は当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万7,000円、請求期間②は32万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与支給日については、同僚の給与台帳等により確認できる振込日から、請求期間①は平成24年7月26日、請求期間②は同年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月26日及び同年12月21日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①及び②について、給与台帳及び同僚の給与台帳等により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額より高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、平成24年7月26日は3万円、同年12月21日は37万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 〇 関東信越（東京）（受）第 2200776 号
厚生局事案番号 〇 関東信越（東京）（厚）第 2200152 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額を 23 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

私は、昭和 50 年から平成 30 年 12 月 20 日まで A 社に勤務したが、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成 18 年 12 月 8 日に 23 万 6,003 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（23 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 8 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200531号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200040号

第1 結論

昭和37年8月から昭和38年3月までの請求期間及び昭和42年3月から昭和43年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和37年8月から昭和38年3月まで
② 昭和42年3月から昭和43年3月まで

請求期間①については、夫が勤めていた会社の社長の妻(以下「A氏」という。)に国民年金の加入を勧められ、国民年金保険料は、毎月、集金袋にお金を入れてA氏に渡していた。また、私のほかに、同じ社宅に住む二人の方(B氏の妻及びC氏の妻)も同様に、A氏に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料をA氏に渡していたことを覚えている。

請求期間②については、私は、当該期間の国民年金保険料を前納によりD市役所へ納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料が、いずれも未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者が所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、請求者は、昭和37年7月31日付けで国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、国民年金手帳の記号番号「*」(以下「国民年金番号」という。現在は、基礎年金番号に統合されている。)が払い出されている。

2 しかしながら、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料の納付について、A氏が行ったと回答しており、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、A氏は既に亡くなっていることから証言を得ることができず、納付状況等が不明である。

また、請求者は、A氏へ毎月渡していた請求期間①に係る国民年金保険料の金額及びいつまでA氏の集金を利用していたのか覚えていない。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)における昭和37

年度の「納付月数」欄には、「01」（1か月を表している。）と記載されていることから、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した昭和37年7月から昭和38年3月までの期間において、1か月は納付済み、8か月は未納であり、年度内の納付月数は、オンライン記録と一致している。

なお、請求者は、請求者と同じ社宅に住んでいたB氏の妻及びC氏の妻もA氏の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求者は、両氏の名及び生まれた年等を覚えていなかったため、両氏の特定には至らず、請求者に係る国民年金番号の払出簿には、請求者と同じく昭和37年7月31日付けで国民年金に任意加入したことにより被保険者資格を取得している「B」姓、「C」姓の被保険者がいたものの、一人は既に亡くなっており、もう一人は住所が不明であった。

- 3 請求期間②に係る国民年金の納付について、請求者は、D市役所で前納したと主張しているが、当該期間の国民年金保険料を納付した時期を覚えていない。

また、特殊台帳の「保険料に関する記録」欄では、国民年金保険料が納付されていた場合、納付を示す表記（㊟、㊠）が記録される場所、請求者に係る特殊台帳では、当該期間については、空欄となっている上、E市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿の「検認記録」欄においても、当該期間は、納付を示す表記（㊟）はなく、空欄である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

- 4 そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200513 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200149 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

A社のB事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。退職届は、昭和 63 年 3 月末日付けで提出し、月末まで勤務したので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間も継続して勤務していたとしているが、雇用保険の加入記録によると、B事業所の運営を行っていたA社の請求者に係る離職年月日は、昭和 63 年 3 月 20 日であることが確認でき、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、請求期間中の昭和 63 年 3 月 25 日付けで処理されていることが確認できる。

一方、A社は、平成 11 年 4 月 1 日にC社に合併、解散により厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、C社の子会社であり、B事業所の運営を受託したD社は、平成 26 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成 27 年 3 月 27 日に清算終了（登記記録：平成 27 年 4 月 10 日閉鎖）となっている。

また、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の退職日を記憶している者はおらず、請求者が退職時の支配人として氏名を挙げた者は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有しておらず、D社に係る閉鎖登記簿謄本により、登記記録を閉鎖した際の代表取締役かつ代表清算人に対し照会を行ったものの、回答を得られないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。